

鳩吹台自治会会員 各位

鳩吹台自治会 規約改正委員会  
森 自治会長  
公民館管理委員長 鈴木 敦人  
福祉活動委員長 吉村 政美  
安全委員長 大平 浩志

## 世帯調査と公民館管理人選定についての決議報告

### 平成29年度の世帯調査について

平成29年度の世帯調査は、下記のとおり実施しないこととされましたので、ご連絡します。  
なお、平成29年度の敬老祝賀会招待者の確認は別途行われます。

### 記

平成29年度の世帯調査の実施については、平成29年3月12日に開催された鳩吹台自治会第45回定期総会に、役員会から平成29年度の世帯調査は実施せず今後、世帯調査は隔年実施とする旨が提案され、議案として上程されました。この議案に対し、総会出席者から毎年実施するや毎年実施しなくともよいとの意見が出され、役員会一任とされました(議事は「第45回定期総会」と題して回覧しました。)第45回定期総会の議事を受け、平成29年度の新役員により構成された役員会は平成29年4月8日に開催された役員会で議論し、世帯調査について平成29年度は実施せず、今後隔年実施とすること、平成29年度の敬老祝賀会招待者の確認は別途行うことを決議しました。

### 公民館管理人の選定について

議会で質疑のあった事項ですが、最終的には役員会に一任するという件については次のような考え方で平成29年4月8日に開催しました役員会で決議しました。

・公民館管理人の選定にあたり、今回は下記の要件を主に募集した。

#### ①女性を希望

自治会員の皆さんに気軽に利用してもらえる公民館のためにも明るい女性を希望。

#### ②パソコンできる事

事務処理がスムーズに行えるようにパソコン等の作業に卓越している方を望む。

#### ③パート雇用でよいこと

短期雇用(2~3年程度)で、なるべく小さなお子さんを持つ主婦の働ける職場を提供したい。

#### ④二人交代制で働ける人

より多くの皆さんが働ける場所をつくり、都合の悪いときは調整できるようにする。

現在の「男女雇用均等法」では、求職者に対して、性別・年齢・等々を問うことはできない。まして、問題になっていた、求職者の住所が鳩吹台ではなくてはいけないなどで、採用を阻害する事にはできない。

働く人と、雇用する側とは対等な立場であるから、働きたい人はいかような人でも、求職希望する事ができる。

今後は、雇用側が、何を優先順位にするかを、その都度検討し、募集する事とする。